

令和5年度 入園案内



愛西市

1 保育園とは

保護者が就労・疾病・病人の看護等により児童を家庭において保育できない場合、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。保護者が「3 保育を必要とする事由」に当てはまると認められる場合に限り入園できます。このため、「集団生活に慣れるため」「社会生活を身に付けるため」という理由では入園できません。

2 認定こども園とは

学校教育と保育を提供する児童福祉施設です。幼稚園（教育）部分は保護者の就労の有無等に関わらず利用することができます。保育部分は「1 保育園とは」と同じです。

3 お申込みについて

入園の時期が決まりましたら、保育園入園申込書（兼保育児童台帳）及び子どものための教育・保育給付認定申請書のご提出をお願いします。ご提出された際に、必要書類のご案内をさせていただきます。

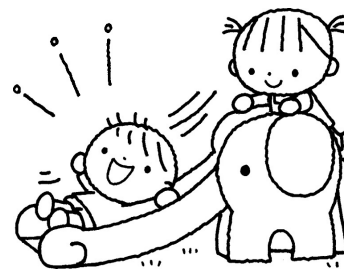
入園を希望される前月の15日までに、必要書類を整えて、子育て支援課の窓口へ直接お申込みください。原則として月の初日からの入園とさせていただきます。特別な事情がある方は、子育て支援課までご相談ください。

（例）5月1日入所 → 4月15日までに必要書類提出

4 新年度の入所受付について

令和6年度の新入園児の受付については、令和5年10月頃を予定しています。

詳細については、市の広報及びホームページ等でお知らせします。



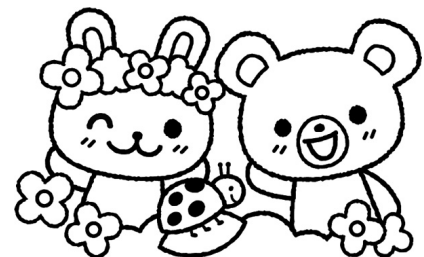
5 保育を必要とする事由

- (1) 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など）
- (2) 母親の妊娠・出産（出産予定日の前後おおむね2ヶ月間）
- (3) 保護者の疾病・障害
- (4) 同居親族等の疾病の介護・看護
- (5) 災害復旧
- (6) 求職活動、就学、虐待やDVのおそれなど
- (7) その他

就労とは、1ヶ月**64時間**以上働いている状態のことです。

（例 1日4時間以上、1ヶ月16日以上）

基準以下ですと、保育園入園はできません。



6 保育の必要性の認定について

保育園等へ入園するためには、下記認定区分にて「2号認定」もしくは「3号認定」に該当する必要があります。

1号認定	お子さんが満3歳以上で、就学前である場合（2号認定を除く）	【利用先】幼稚園・認定こども園
2号認定	お子さんが満3歳以上で、保育を必要とする場合	【利用先】保育園・認定こども園
3号認定	お子さんが満3歳未満で、保育を必要とする場合	【利用先】保育園・認定こども園

支給認定区分表

支給認定区分	対象となる児童			利用できる施設
	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	
1号認定（教育標準時間認定）	満3歳以上	なし	教育標準時間 +預かり保育	新制度に移行している幼稚園 認定こども園
2号認定（保育認定）		あり	保育標準時間 保育短時間	保育園 認定こども園
3号認定（保育認定）	満3歳未満			

※3歳年齢到達による3号認定から2号認定への切り替えについては、自動切替えとさせていただきます。

保育の必要量（利用時間） ※2号・3号認定の方

保護者の就労時間等によって、施設を利用できる時間が2種類に区分されます。

保育標準時間・・・フルタイム就労（月120時間以上）を想定した利用時間

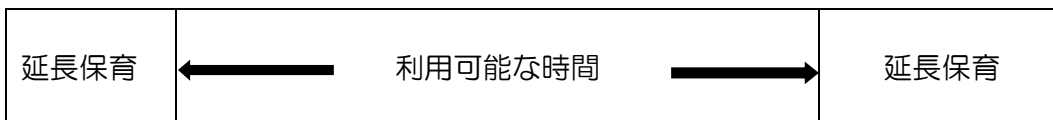
保育時間：最長1日11時間の施設利用

保育短時間・・・パートタイム就労等（月64時間以上120時間未満）、

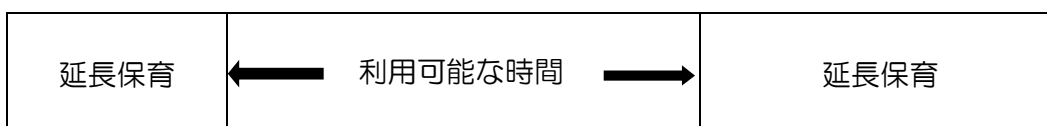
短い就労時間を想定した利用時間

保育時間：最長1日8時間の施設利用

保育標準時間（各園が定める開所時間内の11時間）



保育短時間（各園が定める開所時間内の8時間）



- ・開所時間および延長保育の時間は各施設によって異なります。
- ・保育料のほか、園によって延長保育料・預かり保育料の徴収があります。

※教育標準時間（1号認定の方）…1日4時間を標準として学則等により各施設で定める時間の利用

7 保育園等の入園に必要な書類



(1) 保育を必要とすることを証明する書類

提出対象者：父・母

※証明書の用紙は入園申込時にお渡しします。

保育を必要とする事由			必要な証明書	
就労	家庭外労働	常勤・パート	就労等証明書 (直近3ヶ月の実績・見込) 見込が取れない職場の場合は、入園する月の直近3ヶ月の実績で構いません。 (注) 基準：農地 1,000㎡以上 農地台帳の写し必要な場合有	雇用主の証明
		農業 (注)		民生児童委員の証明
	家庭内労働	自営業		事業主の証明
		内職		内職委託者の証明
母親の出産 (出産予定日の前後おおむね2ヶ月間)			出産予定日がわかる書類(母子手帳の写し等)	
保護者の疾病・障害	入院・通院	医師の診断書(原本、治癒期間の入ったもの)		
	障害者	身体障害者手帳又は療育手帳の写し(等級と氏名が記載されているところ)		
同居親族等の疾病の介護・看護			疾病者の診断書(原本)と、本人又は介護者記入の申立書	
			身体障害者手帳(写し)と、本人又は介護者記入の申立書	
災害復旧			災害証明書	
求職活動			申立書(入園後2ヶ月以内に就労先を探し、就労等証明書をご提出いただきます)	
就学			在学証明書	

○ 就労等証明書の証明月について

(例) 8月入園の場合(提出期限7月15日)

5・6・7月分の就労状況がわかる証明書の提出が必要です。(5・6月分が実績、7月分のみ見込)

※見込みがとれない職場の場合は、4・5・6月分の就労状況の証明を受けてください。

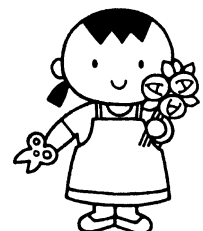
○ 育児休業取得中の保護者が家庭にいる場合は、家庭で保育ができない状態ではないため、新規入園はできません。

※仕事復帰の場合は復帰する月から3か月の見込みの就労等証明書が必要です。

○ 農業については、家庭菜園(1,000㎡未満)とみなされる場合は入園できません。

※市外にある実家などの農業の従事者の場合は、田畑がある市町村で発行の農地台帳の写しが必要です。

★ 家庭外・内労働をしているとは、
1ヶ月64時間以上働いていることをいいます。
基準を満たす就労証明書の提出が必要です。



(2) 個人番号（マイナンバー）が分かるもの（父・母の分が必要）

○個人番号カードや通知カード等、個人番号の記載があるもの

※個人番号カードをお持ちでない場合、マイナンバーの記入の際には、身分確認ができるもの（運転免許証、旅券、在留カード等）が必要です。

★利用者負担額（保育料）の算定に使用します。原則個人番号による情報連携で課税情報を確認させていただきますのでご了承ください。

※事情により個人番号による情報連携を希望しない場合は、課税証明書が必要です。

○海外に在住している、またはしていた場合は、該当年分の収入が分かる書類等（日本円へ換算したもの）が必要です。

8 入園の承諾について

- (1) 保育園の入園に必要な書類が期限までに提出されない場合は、入園が難しくなります。
必ず、期限を守っていただくようお願いします。
- (2) 入園の申し込みが定員を超えた場合は、保育の利用基準表に基づき、選考を行います。（P.18 参照）
そのため、希望の保育園に入園できない場合や入園を承諾しない場合もあります。
- (3) 当初入園（4月）の認定通知書・入所承諾書・利用者負担額決定通知書につきましては、その年の3月中旬以降に郵送します。
- (4) 年度の途中に入園する児童の認定通知書・入所承諾書・利用者負担額決定通知書につきましては、原則として、入園する月の前月20日前後に郵送します。



9 保育園等入園後について

(1) 在園期間中

保育園等へ在園できる基準を満たしているかを確認するため、年 1 回、世帯の状況を記入する「家庭状況調書」と、家庭で保育ができないことを証明する書類の提出をしていただきます。

また、確認のために、実地調査や電話による調査をする場合があります。

(2) 「保育園入園申込書」や「家庭状況調書」の内容に変更があった場合

すみやかに子育て支援課まで申し出ていただきますようお願いします。

市内で 転居 した場合	「変更届」を提出してください。
市外へ 転出 する場合	「退園届」を提出してください。 ※引き続き通園を希望される際は、ご相談ください。
離婚や婚姻等、家庭の状況に変更があった場合	「家庭状況申立書」を提出してください。 ※「変更届」も必要な場合があります。
承諾期間中であるが、家庭で保育が可能となった場合	「退園届」を提出してください。
就労先が変わった場合	「就労等証明書」を提出してください。
家庭外労働で入園しているが、 育児休業 を取得する場合	保育を必要としていないため、基本的に退園となりますが、継続して通園を希望される場合は「保護者の育児休業取得に伴う児童の保育所等入所継続希望調書」を提出してください。
転園を希望する場合	承諾期間中に、現在入園中の保育園から他の保育園に転園する場合、「退園届」及び新規の入園申込と同様の手続きが必要です。

※ その他変更があれば、子育て支援課または施設までお問い合わせください。



10 定員および開園時間（令和5年4月1日）

希望の園において受入限度を超えた場合は、入園先を調整させていただくことがあります。

また、市外の保育園に入園を希望する場合は、子育て支援課までご相談ください。



<保育所>

	施設名	所在地	電話番号	定員	開所時間	保育標準時間		保育短時間	
						通常利用時間 (11時間利用)	延長保育	通常利用時間 (8時間利用)	延長保育
公立	佐屋中央保育園	北一色町 昭和 113	24-7100	160人	7:00~ 19:00	7:30 ~18:30	7:00~7:30 18:30~19:00	8:30 ~16:30	7:00~8:30 16:30~19:00
	佐織保育園	諏訪町 池埋 519	25-2346	90人	7:30~ 18:30	7:30 ~18:30	—	8:30 ~16:30	7:30~8:30 16:30~18:30
私立	永和保育園	大野町 未 28	31-3725	100人	7:00~ 19:00	7:30 ~18:30	7:00~7:30 18:30~19:00	8:30 ~16:30	7:00~8:30 16:30~19:00
	市江保育園	西條町 東善太 149	28-5251	270人	7:00~ 19:30	7:00 ~18:00	18:00 ~19:30	8:00 ~16:00	7:00~8:00 16:00~19:30
	美和多保育園	須依町 前田面 157	28-4334	370人	7:00~ 19:00	7:00 ~18:00	18:00~ 19:00	8:00 ~16:00	7:00~8:00 16:00~19:00
	西川端保育園	西川端町 小城 64-4	37-2294	150人	7:00~ 19:00	7:00 ~18:00	18:00~ 19:00	8:00 ~16:00	7:00~8:00 16:00~19:00
	町方保育園	町方町 石塚 38-2	25-6611	30人	7:30~ 19:00	7:30 ~18:30	18:30 ~19:00	8:00 ~16:00	7:30~8:00 16:00~19:00
	草平保育園	草平町 中切 19	26-1325	90人	7:30~ 19:00	7:30 ~18:30	18:30 ~19:00	8:00 ~16:00	7:30~8:00 16:00~19:00

※令和5年4月1日から、佐屋北保育園は佐屋中央保育園と統合します。永和保育園は私立保育園となります。

※佐屋中央保育園は令和5年度から、開所時間が7:00~19:00となります。

<認定こども園>

※認定こども園は、直接施設へお申込みください。

	施設名	所在地	電話番号	定員	開所時間	保育標準時間		保育短時間		教育標準時間
						通常利用時間 (11時間利用)	延長保育	通常利用時間 (8時間利用)	延長保育	
私立	勝幡さくら園	勝幡町塩畑 2633-5	28-3714	125人	7:00~ 19:00	7:00 ~18:00	18:00 ~19:00	8:00 ~16:00	7:00~8:00 16:00~19:00	8:30~ 16:00
	白百合保育園	江西町 街道西 95-4	37-1301	80人	7:30~ 19:00	7:30 ~18:30	18:30 ~19:00	8:00 ~16:00	7:30~8:00 16:00~19:00	8:30~ 16:00
	丸島保育園	二子町 上丸島 92-1	37-0751	40人	7:30~ 18:30	7:30 ~18:30	—	8:00 ~16:00	7:30~8:00 16:00~18:30	8:30~ 16:00
	立南保育園	山路町 荒山 59	28-5059	97人	7:30~ 18:30	7:30 ~18:30	—	8:00 ~16:00	7:30~8:00 16:00~18:30	8:00~ 16:00
	諏訪幼稚園	諏訪町 郷東 109	28-2402	275人	7:30~ 18:30	7:30 ~18:30	—	8:00 ~16:00	7:30~8:00 16:00~18:30	8:00~ 15:30

※令和5年4月1日から、諏訪幼稚園は幼稚園型認定こども園に移行予定です。

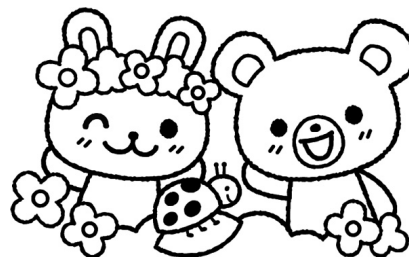
<幼稚園>

※幼稚園は、直接施設へお申込みください。

	施設名	所在地	電話番号	定員	開所時間	
					通常	預かり保育
私立	天王幼稚園	柚木町中田面 372	26-9461	418 人	8:00~15:30	7:30~8:00 15:30~18:00
	とみよし幼稚園	大野町山 1821	31-0069	211 人	8:00~14:30	14:30~18:00

※天王幼稚園は、新制度へ移行していない幼稚園です。

※詳しくは、園へお問い合わせください。



11 利用者負担額(保育料)について

★3歳児以上の児童については、幼児教育・保育の無償化の対象となります。

※教育標準時間認定（1号認定）の児童及び非課税世帯における3歳未満児についても同様です。

※新制度へ移行していない園については、制度が異なりますので、詳細についてはお問い合わせください。

※延長保育をご利用される際の、延長保育料に関しては無償化の対象になりません。

給食費（主食費及び副食費）、送迎費、行事費等は保護者負担となります。

給食費については、公立において、主食費：500円、副食費（おかず代等）：4,500円、私立においては、園の定める額となります。副食費分につきましては、さらに年収360万円未満相当世帯及び第3子以降の児童を対象に、副食費分が全額免除となります。

☆副食費については、愛西市単独の制度として、月上限3,500円まで補助します。



～～以下、3歳未満児における内容です。～～

(1) 利用者負担額（保育料）の決定

利用者負担額は、世帯の前年度分（令和4年度）、現年度分（令和5年度）の市町村民税所得割額と保育時間により決定します。

- 配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等は適用されません。
- 市町村民税の申告をしていない場合や不備のある場合、市町村民税所得割額がわかる書類が提出されない場合は、利用者負担額の算定ができないため、**最高額の利用者負担額を納めて頂くことになります。**
- 利用者負担額の他に、主食代、教材代等が必要となります。詳しくは各園までお問合せください。
- 算定基準として父母の収入の合計額が180万円未満（母子・父子世帯の場合は150万円未満）の場合、同一住所の祖父母等の収入分（どちらか多い方）を含めて算定します。

(2) 利用者負担額（保育料）の切替え

算定のもととなる市町村民税所得割額の年度は次のとおりとなります。

4～8月分は前年度（令和4年度）市町村民税所得割額

9～3月分は当年度（令和5年度）市町村民税所得割額 で算定します。

※算定年度の切替え（9月分以降の利用者負担額）により利用者負担額が変更になる場合は、対象者にお知らせします。

(3) 利用者負担額（保育料）の変更

以下の場合、利用者負担額が変更になる可能性がありますので書類の提出をお願いいたします。

- ・結婚や離婚等により家族構成に変更がある場合
- ・修正、更正申告により市町村民税額に変更がある場合

市町村民税算定年度の1月1日に愛西市に住民票がなかった方は、原則個人番号による情報連携で課税情報を確認いたします。

※保育料は年度をまたいで変更できませんので、すみやかに提出していただきますようお願いします。

(4) 利用者負担額（保育料）引き落としについて

利用者負担額の引き落としは、月末になります。

なお、月末が土曜日・日曜日・祝日及び金融機関休業日の場合は、翌金融機関営業日となります。

3歳以上児の児童に係る給食費についても同じです。

（市内私立園及び市外の園の給食費については、各園での徴収になります。）

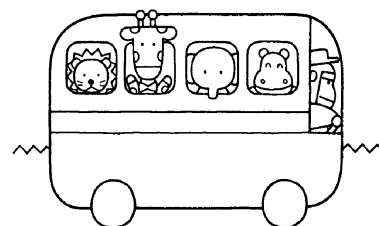


利用者負担額表

(単位＝円)

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)	
階層区分	定 義	3歳未満児	
		保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0
第3階層	市町村民税の課税世帯であってその所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	7,000
第4階層		97,000円未満	14,400
第5階層		169,000円未満	20,300
第6階層		301,000円未満	30,400
第7階層		397,000円未満	36,200
第8階層		397,000円以上	37,700

※ 第4階層は、第4-1・4-2・4-3階層に分かれます。



12 利用者負担額(保育料)の軽減について

0～2歳児の利用者負担額（以下「保育料」という。）において、下記の①～④のいずれかに該当する場合、保育料を軽減します。

なお、該当する要件により申請が必要な場合は、「利用者負担額減額申請書」の提出をお願いいたします。

（該当年度中に受付した場合に軽減が適用されます。）

【申請書提出場所】愛西市役所（子育て支援課または各支所）

① 母子・父子世帯、障害児（者）等世帯※申請が必要です。

保育料の階層が、第3～4-2階層の世帯のうち、母子・父子世帯または在宅障害児（者）（「身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた方」、「特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者（年金証書等の写しを添付）」）のいる世帯

※該当する世帯の範囲は、入園児と扶養義務関係のある場合に限りです。

【軽減の内容】

入園児が第1子なら半額、第2子以降なら無料

② 多子世帯※一部申請が必要です。

①に該当する世帯以外で、保育料の階層が、第3・4-1階層の世帯のうち、入園児の上に保護者が養育する兄弟がいる世帯

※養育する児童が市外に住民登録している場合は、申請が必要です。

【軽減の内容】

入園児が第2子なら半額、第3子以降なら無料

③ きょうだい同時入所世帯※申請不要です。

同一世帯から同時に2人以上の児童が保育所等に入所している世帯

【軽減の内容】

入園児の2人目は半額、3人目以降は無料



④ 第3子以降3歳未満児軽減世帯※申請が必要です。

18歳未満の児童を3人以上養育し、かつ第3子以降の3歳未満児が保育所等に入所している世帯

※ただし、①～③の適用により軽減されている場合は、適用しない。(申請不要)

【申請が必要な場合】

- 保育料の階層が、第4-2～4-3階層で、保育料が無料でない世帯
- 保育料の階層が、第5・6階層で、保育料が半額になっていない世帯

【軽減の内容】

保育料の階層が第4-2～第4-3階層は無料、第5・6階層は半額



13 保育園入園申込書記入について

(1) 申込日、保護者住所、氏名、電話番号の記入漏れのないように記入してください。

(2) 年齢は入園日の属する年度の4月1日（入園予定日）現在で記入してください。

(3) 『入園を希望する保育園名』

希望する順位に保育園名を記入し、希望する理由を記入してください。

例 1：きょうだいが入園しているため

例 2：延長保育を実施しているため

例 3：自宅から近いため

(4) 『保育の実施を希望する期間』

保育を必要とする期間を記入してください。

(例) 学校入学までの間で、保育を必要とする期間

(5) 『保育の実施を必要とする理由』

保育園へ入園できる基準（1 ページ参照）のいずれかの場合に限られますので、家庭で保育できない理由を具体的に記入してください。

※「集団生活に慣れるため」「社会生活を身に付けるため」という理由では入園できません。

(6) 『入園児童の世帯員』

住民登録上の世帯ではなく、同居（同一敷地内、世帯分離も含む。）の方すべてを記入してください。

(7) 『年齢』

入園日の属する年度の4月1日（入園予定日）現在で記入してください。

(8) 『職業』

常勤・パート・農業・自営・内職等と就業形態を記入してください。

入園児童のきょうだいがいる場合は、幼稚園名や保育園名、小学校名等、通学している施設名を記入して下さい。

(9) 『耕作面積の状況』

世帯員の中に農業を職業としている方がいる場合、必ず記入をしてください。

(10) 裏面は記入しないでください。



記入例

※園児番号

令和 ●● 年 ● 月 ● 日

保育園入園申込書

(兼保育児童台帳)

(あて先) 愛西市 長

保護者 住 所 愛西市○○町△△ **番地
 (ふりがな) あいさい じろう
 氏 名 愛西 二郎
 電話番号 (0567) ××-××××
 携帯 090-▲▲▲▲-▲▲▲▲ (父)
 090-●●●●-●●●● (母)

保育園への入園につき次のとおり申込みます。

なお入園するため必要な私又は同一家族の所得額又は市民税額について愛西市役所子育て支援課長の調査を承諾します。

入園児童	氏 名 (ふりがな)	生 年 月 日	年 齢	性 別	備 考
	あいさい たろう 愛西 太郎	平成 令和 △年10月28日	3	男・女	
入園を希望する 保育園名	第一希望 ○ ○ 保育園 (希望理由) 自宅から近いため				
	第二希望 □ □ 保育園 (希望理由) //				
	第三希望 △ △ 保育園 (希望理由) 職場から近いため				
保育の実施を希望する期間		令和□年 4月 1日から 令和☆☆年 3月31日まで			
保育の実施を必要とする理由	父は常勤で、母はパートで週4日午前9時から午後3時まで働いているため、子どもの保育ができない。				

◎入園児童の家庭の状況

区 分	氏 名	入園児童との続柄	生 年 月 日	年 齢	性 別	職 業	課税の有無	
							前年度市町村民税	前年分所得税
入園児童の世帯	愛西 二郎	父	S□・5・5	32	男・女	常勤	有・無	有・無
	花子	母	S■・5・16	29	男・女	パート	有・無	有・無
	五郎	兄	H★・8・1	5	男・女	△△保育園	有・無	有・無
	一子	祖母	S●・7・1	64	男・女	農業	有・無	有・無
						男・女	有・無	有・無
生活保護の状況		無・有 (平成・令和 年 月 日開始)		入園児童の障害の状況		無・有 ()		
耕作面積の状況		田 17,920 m ² 、畑 1,480 m ²						

※市記入欄	入園申込の承諾	保育の実施の要否	保育の実施期間	保育の実施基準の番号
		要・否 (理由)	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	両親等 : ()・()・()
		令和 年 月 日承諾	入園保育園 備 考	

子どものための教育・保育給付 認定申請書

○年 ○月 ○日

保護者氏名 **愛西 二郎**

個人番号 (**1234 5678 ******)

(あて先) 愛西市長

次のとおり、子どものための教育・保育給付費に係る認定を申請します。

申請に係る 小学校就学前 子ども	(ふりがな) 氏 名 (個人番号)	生年月日	性別	障害者手帳の有無
	あいさい たろう 愛西 太郎 (1234 5678 ****)	●●年 5月 5日生	<input checked="" type="radio"/> 男 女	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
保護者 住所・連絡先	(住所) 愛西市○○町○○**番地 (連絡先) 0567-**-**** 090-****-****			
認定者番号	※既に認定を受けている場合に記入して下さい。			
保育の希望の 有無 (※)	<input checked="" type="radio"/> 有 : 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合 (幼稚園等と併願の場合を含む)			
	無 : 幼稚園等の利用を希望する場合 (保育所等と併願の場合を除く)			

(※)

- ・「保育所等」とは、保育所、認定こども園 (保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。(以下同じ)
- ・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園 (教育部分) をいいます。
- ・「有」を○で囲んだ場合は①～④に、「無」を○で囲んだ場合は①、②及び④に必要事項を記入して下さい。

① 世帯の状況

区分	(ふりがな) 氏 名 (個人番号)	児童との 続柄	生年月日	性別	職業 又は 学校名等	前年度分 (当年度分) 市町村民税 課税の有無	備考
児童の 世帯員	あいさいじろう 愛西 二郎 (1234 5678 ****)	父	●●年5月5日生	<input checked="" type="radio"/> 男・女	会社員	<input checked="" type="radio"/> 有・無	
	あいさいはなこ 愛西 花子 (1234 5678 ****)	母	●●年5月16日生	男・ <input checked="" type="radio"/> 女	パート	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
	あいさいいちろう 愛西 一郎 (1234 5678 ****)	兄	●●年7月7日生	<input checked="" type="radio"/> 男・女	○△小学校	有・無	
	あいさいごろう 愛西 五郎 (1234 5678 ****)	兄	●●年8月1日生	<input checked="" type="radio"/> 男・女	●●保育園	有・無	
	あいさいかずこ 愛西 一子 (1234 5678 ****)	祖母	●●年7月1日生	男・ <input checked="" type="radio"/> 女	農業	<input checked="" type="radio"/> 有・無	
生活保護の適用の有無	<input checked="" type="radio"/> 適用無し ・ 適用有り (年 月 日保護開始)						

②利用を希望する期間、希望する施設 (事業者) 名

利用を希望する期間	●●年 ●月 ●日から ●●年 ●月 ●日まで	
利用を希望する 施設 (事業者) 名	施設 (事業者) 名・希望理由	事業所番号*
	第1希望 ●●保育園 (希望理由) 自宅から近い	
	第2希望 ■■保育園 (希望理由) "	
	第3希望 ▲▲保育園 (希望理由) 職場から近い	

○「記入上の注意」をよく読んでから記入して下さい。*印の欄は市町村記載欄ですので、記入する必要はありません。
○字は楷書ではっきりと書いてください。

③保育の利用を必要とする理由等

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入して下さい。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	備考
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他（ （具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など））	
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他（ （具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など））	
家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外		
希望する利用時間	利用曜日	保育の必要量（利用時間）	
	月 曜日から 金 曜日まで	<input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間：概ね 7：00～18：00 ※保育標準時間は就労時間が父母共に100時間以上必要です。 <input type="checkbox"/> 保育短時間：概ね 8：00～16：00	

④支給認定証の発行について※特に必要な場合（保育園等に求められた場合等）のみチェック

支給認定証の発行を希望します。 はい

⑤税情報等の提供に当たっての署名欄

市町村が施設型給付費・地域型保育給付費等の認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

※転入等により1月1日時点で愛西市に住民登録がない場合は、1月1日現在の住民登録地を記載してください。

■住所 _____

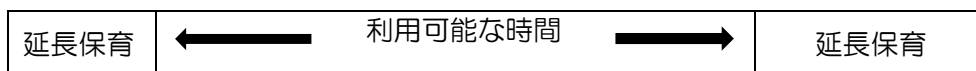
保護者氏名 **愛西 二郎**

「保育の必要量について」

保育標準時間とは・・・

フルタイム就労（月120時間以上）を想定した利用時間
 保育時間：各園が定める開所時間内の11時間

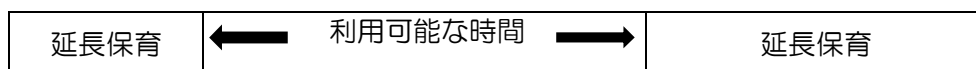
- ・開所時間および延長保育の時間は各施設によって異なります。



- ・11時間を超えて利用される場合は、延長料金がかかる場合があります
- ・父母共に120時間以上（就労時間が100時間を超えた場合、月20時間までは通勤時間を就労時間に含む事が出来る）の就労が必要です。

保育短時間とは・・・

パートタイム就労等（月64時間以上120時間未満）、短い就労時間を想定した利用時間
 保育時間：各園が定める開所時間内の8時間



- ・開所時間および延長保育の時間は各施設によって異なります。
- ・8時間を超えて利用される場合は、延長料金がかかる場合があります。

14 保育所等施設への申し込みが多数の場合について

下記の手順に従い選考します。

- (1) 保育の利用基準表に基づき選考指数を計算します。
- (2) 指数の高い者から順に入所とします。
- (3) 転園を希望する方は、新規申し込み者と同様に選考の対象となります。
- (4) 指数が同点の場合は、抽選となります。



保育の利用基準表

〈世帯の指数の算定方法〉

番号	保護者の状況		選考指数
	類型	細目	
1	就労	毎月120時間以上の就労を常態	10
		毎月100時間以上の就労を常態	9
		毎月64時間以上の就労を常態	8
		64時間未満の就労月が1月以上ある	7
2	求職	求職、起業準備のため昼間外出を常態としている（認定期間：2か月）	3
3	出産	出産予定月をはさんで産前2か月から産後2か月まで（多胎の場合）	10
		出産予定月をはさんで産前2か月から産後2か月まで	7
4	疾病等	1か月以上の入院が確定している場合等	10
		家庭内保育ができない事が診断書等により確認できる場合	10
5	障害	身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳A	10
		身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B	8
		身体障害者手帳4級、療育手帳C	6
6	看護（介護）	週5日以上の特時付添が必要	10
		週4日以上の特時付添が必要	9
		週3日以上の特時付添が必要	8
		施設送迎週3日以上必要	7
		自宅看護・介護であり、重度のため常時看護・介護が必要	9
		上記以外の看護・介護が必要	6
7	就学等	月64時間以上の就学又は職業訓練を常態	5
		月64時間未満の就学又は職業訓練を常態	3
8	その他	前各細目に掲げるもののほか、明らかに保育が必要と認められる場合	※1

※1は、分類番号1～7の指数を準用。

件調整指数

番号	条件	加減
1	生活保護世帯（就労により自立支援につながる場合等）	3
2	ひとり親（別居のみは対象外）であり、他に同居人がいない世帯、または両親不在の世帯	3
3	同時期に同居のきょうだいと同じ保育所等に入園している世帯	3
4	在園児または卒園児が保育料を過去3か月分以上滞納している世帯	-4